

目 次

告 示

15 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正・・・ 1

辞 令

事務所長の任免について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公平委員会規則

1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・ 3

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 15 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 4 年 5 月 28 日から実施した。

令和 4 年 6 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
佐渡市事務所	(略)	(略) 佐渡農業協同組合 本店 " 佐和田支店 " 金井支店 " 新穂支店 " 畑野支店 " 真野支店 " 両津支店 (略)	佐渡市事務所	(略)	(略) 佐渡農業協同組合 本店 " 相川支店 " 佐和田支店 " 金井支店 " 新穂支店 " 畑野支店 " 真野支店 " 小木支店 " 赤泊支店 " 両津支店 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

辞

令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和4年6月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

令和4年3月31日付け 弥彦村事務所長を免ずる 廣 瀬 勝 利

令和4年5月24日付け 弥彦村事務所長を命ずる 志 田 馨

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和4年6月16日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第1号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則(平成16年公平委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																																			
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>5 燕 市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">機 関</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">職</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p><u>備考 本表中職の欄に掲げられている職について心得の発令をされているものは、それぞれ当該職に含まれるものとする。</u></p> <p>15 田 上 町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">機 関</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">職</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">長 部 局</td> <td style="width: 40%;">課長 参事</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>9 削除</p>	機 関		職	(略)			機 関		職	(略)			長 部 局	課長 参事				(略)	(略)			<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>5 燕 市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">機 関</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">職</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>15 田 上 町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">機 関</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">職</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">長 部 局</td> <td style="width: 40%;">課長</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>9 阿賀北広域組合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">機 関</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">職</td> </tr> <tr> <td>事 務 部 局</td> <td></td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>清掃センター</td> <td></td> <td>所長</td> </tr> </table>	機 関		職	(略)			機 関		職	(略)			長 部 局	課長				(略)	(略)			機 関		職	事 務 部 局		事務局長	清掃センター		所長
機 関		職																																																		
(略)																																																				
機 関		職																																																		
(略)																																																				
長 部 局	課長 参事																																																			
		(略)																																																		
(略)																																																				
機 関		職																																																		
(略)																																																				
機 関		職																																																		
(略)																																																				
長 部 局	課長																																																			
		(略)																																																		
(略)																																																				
機 関		職																																																		
事 務 部 局		事務局長																																																		
清掃センター		所長																																																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。